

6 商 第 3 9 9 8 号

令和7年 3月19日

自治労福島県本部中央執行委員長 様

福島県商工労働部長

2025・2026 年度福島県予算編成に係る提言書について（回答）

令和6年10月2日に提出のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

（事務担当 雇用労政課 主任主査 牧野 電話 024-521-7289）

「2025・2026 年度福島県予算編成に係る提言書」に対する回答

1 (1) ア 企画調整部 デジタル変革課

県では、令和3年9月に県DX推進基本方針を策定し、行政のDXと地域のDXを2本柱に、市町村と連携しながら、全県的にDXを推進していくこととしております。令和5年度には、県や市町村等が管理する様々なデータを連携し、新たなサービスの提供を可能とする「データ連携基盤」を構築したところであり、同基盤も活用しながら、先進的な取組を県内市町村に横展開するなど、引き続き、全県的にDXを着実に進めてまいります。

1 (1) イ 企画調整部 デジタル変革課

市町村におけるDX推進のための人材育成については、市町村長等の意識醸成を図るためのセミナーを開催しているほか、令和6年度からは、市町村へのアドバイザー派遣事業を大幅に拡大するなど、支援を強化しているところです。引き続き、振興局とも連携しながら、市町村のDXを後押ししてまいります。

1 (2) 企画調整部 地域振興課

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）は、地域住民が主役となって行う地域づくり活動のうち、地域の課題を踏まえ、地域の特性を生かした個性と魅力あふれる地域づくり事業の立ち上げを支援する補助制度です。

限られた財源の中で、より多くの補助事業者を支援し、県内全域の地域づくり活動を推進する考えから、原則、単年度事業としております。ただし、明確な事業計画のある発展的な事業については、最大で3年間の支援を可能とし、自立化も見据えて実施いただいているところです。

また、同一の事業活用団体が、別事業を計画・実施する場合、当該事業を、サポート事業の対象とすることを可能としております。

県では、引き続き、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）の実施により、地域住民が主体となった地域づくり活動を支援するとともに、事業継続の相談には丁寧に対応してまいります。

2 (1) 総務部 行政経営課、市町村行政課

県としては、各種行政需要に対応するため、必要な人員の確保に努めており、今後とも、適時適切な人員配置を図ってまいります。

また、市町村における職員の採用については、各自治体が地域の実情や行政需要等を踏まえた上で、自主的に定員管理計画を策定しており、その計画に基づき適切に対応されるべきと考えております。

2 (2) 危機管理部 災害対策課

本県では、総務省の応急対策職員派遣制度により能登半島地震において富山県氷見市へ対口支援を行ったほか、災害時等の広域応援に関する協定に基づいて関係者会議で定期的に意見交換を行うなど、県を越えた相互の協力関係の構築に努めております。

また、国においても、大規模災害時には総括支援チームを被災地に派遣し、国及び関係機関との連携を調整するなど、速やかに被災者支援が進むよう体制を整えております。

加えて、国において、トイレトレーラーやキッチンカー等の登録制度の整備を進めているところであり、県としても民間企業も含めた協力体制を構築してまいります。

2 (3) 危機管理部 災害対策課、消防保安課

県地域防災計画において、災害が発生した場合の職員の安全確保について規定しており、引き続き、災害対策本部事務局指定職員研修や各所属への周知のほか、市町村への助言等により職員一人一人に周知されるよう努めてまいります。

また、消防学校において、消防職員を対象に安全管理講習等の教育訓練を実施しており、今後も能登半島での活動事例など最新の安全管理方策を織り混ぜながら、効果的な教育訓練に取り組んでまいります。

2（4） 教育庁健康教育課

防災教育につきましては、第3次学校安全の推進に関する計画（計画期間：令和4年度から令和8年度）に基づき、各校において地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施を推進しております。

令和6年度は各学校の安全担当を対象に県学校安全指導者養成研修会を県北、県南、相双の3地区で開催し、「重ねるハザードマップ」の活用や「東日本大震災大川小学校事故」に学ぶ防災の自校化、危機管理マニュアル・避難訓練の見直しについて学んでもらうとともに、危機管理課との連携により、多くの学校で防災出前講座が行われております。

令和7年度は同研修会を県中、会津・南会津、いわきの3地区で開催予定であり、引き続き、全ての児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を展開して参ります。

2（5） 危機管理部 原子力安全対策課

福島県では、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、関係機関における相互連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、平成26年度から毎年、住民避難訓練を含む原子力防災訓練を実施しております。

令和6年度は、田村市において、関係市町村、防災関係機関、地域住民等との連携の下、原子力災害による広域避難を想定した住民避難訓練を実施し、円滑な住民避難に向けた実施手順や関係機関の連携体制の確認を行うとともに、地域住民に対し、原子力災害時に取るべき行動について周知を図ったところです。

引き続き、原子力防災訓練等の実施を通じ、国や市町村等と連携しながら、原子力防災体制の充実・強化に取り組んでまいります。

2（6） 危機管理部 災害対策課

県では昨年3月に総合防災情報システムの運用を開始し、雨量や河川水位などの情報のほか、市町村の発令する避難情報や避難所の開設情報などを一元的に集約・管理することで、市町村や県をはじめとする関係機関が迅速に情報共有を図ることとしております。

また、県民に対しては、福島県防災ポータルと福島県防災アプリ等により、気象情報や避難情報、道路の通行規制情報など様々な情報を発信することとしております。

引き続き、市町村をはじめとする関係機関と連携し、これらの媒体を使用した訓練を実施するなど、情報共有の円滑化・迅速化を図ってまいります。

3（1） 危機管理部 災害対策課

避難所の生活環境改善については、令和6年12月の国補正予算「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」により、自治体における移動式トイレや簡易ベッド、テント型パーティション等の整備に対する支援制度が創設され、本県においても、積極的な活用を市町村へ促すとともに、助言を行ったところです。

引き続き市町村と連携しながら、避難所の環境改善に向けた取組を進めてまいります。

3（2） 危機管理部 災害対策課

宿泊施設の避難所活用について、災害救助法に基づき、ホテル・旅館等を避難所として使用する場合の経費について、宿泊環境を考慮した金額に見直すよう国に要望しております。

また、本県では、要配慮者等のための宿泊施設、入浴及び食事の提供等について、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結しており、災害時に円滑に活用できるよう引き続き連携強

化を図ってまいります。

3（3） 危機管理部 災害対策課

民間のキッチンカー保有団体等との連携については、今後、国において整備予定のキッチンカーの登録制度を活用するなど、災害発生時に被災者へ温かい食事を提供できる体制を整えてまいります。

また、福島移動販売業協同組合との連携については、県総合防災訓練等で災害時の対応を確認しており、引き続き連携の強化を図ってまいります。